

名古屋港管理組合公報

平成15年11月14日

(金曜日)

第 318 号

目 次

条 例

○名古屋港管理組合港湾施設条例の一部を改正する条例…………… 1

告 示

○平成15年度名古屋港管理組合補正予算の要領…………… 2
○港湾施設の使用開始…………… 5
○港湾施設の変更…………… 5
○港湾施設の廃止…………… 6
○名古屋港港湾料率表の公表…………… 6
○名古屋港ポートビルの施設の変更…………… 7

審 議 会 事 項

○名古屋港審議会委員の任免…………… 8

条 例

名古屋港管理組合港湾施設条例の一部を改正する条例を公布する。

平成十五年十一月十四日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

名古屋港管理組合条例第十号

名古屋港管理組合港湾施設条例の一部を改正する条例

名古屋港管理組合港湾施設条例（昭和二十六年名古屋港管理組合条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表ひき船の項を次のように改める。

ひ き 船

基本料金

一 執務時間内

イ 休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日並びに一月二日、三日及び十二月三十一日をいう。ロにおいて同じ。）を除く日における使用

(1)に掲げる額とする。ただし、ひき船を使用する船舶（以下この号において「使用船舶」という。）の総トン数が八千トン未満の場合（ひき船の使用者がひき船を指定した場合を除く。）は、(1)に掲げる額と(2)に掲げる額とのいずれか低い額とする。

(1) ひき船馬力に応じた料金

二千三百五十キロワット以上のひき船一隻当たり一時間まで

外航船舶 九万五千六百元

内航船舶 十万三千八十元

千九百キロワット以上二千三百五十キロワット未満のひき船一隻当たり一時間まで

外航船舶 八万三千八百元

内航船舶 八万七千九百九十元

千七百五十キロワット以上千九百キロワット未満のひき船一隻当たり一時間まで

外航船舶 七万八千元

内航船舶 八万九千九百元

八百キロワット以上千七百キロワット未満のひき船一隻当たり一時間まで

外航船舶 五万八千三百元

内航船舶 六万二千二百十五元

(2) 使用船舶の総トン数に応じた料金

総トン数三千トン以上八千トン未満の船舶 ひき船一隻当たり一時間まで

外航船舶 六万六千七百元

内航船舶 七万三千五百元

総トン数三千トン未満の船舶 ひき船一隻当たり一時間まで

外航船舶 五万八千三百元

内航船舶 六万二千二百十五元

ロ 休日における使用

- イに規定する額の五割増
- 二 執務時間外(深夜(午後十時十五分から翌日の午前四時四十五分までの間をいう。以下同じ。)を除く。)
- 三 深夜
執務時間内料金の十割増
- 四 使用時間が一時間を超える場合のその超える時間二十分ごとの基本料金の額は、前三号の基本料金の五割の額とする。
- 割増料金
- 一 港湾区域内において、係離作業以外の作業(しゅんせつ船又は故障船舶のえい航等をいう。次号において同じ。)のため使用する場合は、基本料金の五割の額を加算する。
- 二 港湾区域外において使用する場合(港湾区域内の作業及び港湾区域外の作業が引き続き行われる場合を含む。)は、その使用が係離作業にあつては基本料金の五割の額を、係離作業以外の作業にあつては基本料金の十割の額を加算する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十六年一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 ひき船の使用時間がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前から施行日以後にわたる使用に対する使用料の額は、なお従前の例による。

告 示

名古屋港管理組合告示第57号

平成15年11月定例名古屋港管理組合議会の議決を経た平成15年度名古屋港管理組合補正予算の要領は、次のとおりである。

平成15年11月14日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

平成15年度名古屋港管理組合一般会計補正予算

平成15年度名古屋港管理組合一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,662,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35,038,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(組合債の補正)

第4条 組合債の補正は、「第4表 組合債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(△印は、減額を示す。)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2	使用料及び手数料	9,153,834 ^{千円}	23,213 ^{千円}	9,177,047 ^{千円}
	1 使用料	9,153,824	23,213	9,177,037
3	国庫支出金	1,290,000	10,000	1,300,000
	1 国庫負担金	1,290,000	10,000	1,300,000
4	財産収入	3,975,975	30,508	4,006,483
	1 財産運用収入	3,975,945	30,508	4,006,453
6	繰入金	2,210,500	△ 200,000	2,010,500
	2 他会計借入金	1,700,000	△ 200,000	1,500,000
7	繰越金	200,000	651,279	851,279
	1 繰越金	200,000	651,279	851,279
9	組合債	10,540,000	△ 2,177,000	8,363,000
	1 組合債	10,540,000	△ 2,177,000	8,363,000
歳入合計		36,700,000	△ 1,662,000	35,038,000

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2	総務費	3,654,561 ^{千円}	99,980 ^{千円}	3,754,541 ^{千円}
	1 総務管理費	3,582,020	99,980	3,682,000
5	建設費	16,775,783	△ 1,761,980	15,013,803
	2 整備費	15,051,100	△ 1,761,980	13,289,120
歳出合計		36,700,000	△ 1,662,000	35,038,000

第2表 繰越明許費補正

款	項	事業名	金額	
5	建設費	2 整備費	金城ふ頭道路等整備費	500,000 ^{千円}
			飛島ふ頭(南側)用地造成費	700,000
			港湾施設保安対策整備費	200,000
			大手ふ頭(東)護岸整備費	140,000
計			1,540,000	

第3表 債務負担行為補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
堀川口防潮水門ポンプ所整備費	—	千円 —	平成16年度	千円 42,000
計		60,000		102,000

第4表 組合債補正

(△印は、減額を示す。)

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円			
公共事業	5,416,000	18,000	5,434,000	普通貸借 又は 債券発行	8.5%以内	政府資金については融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて25年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、組合財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は借換えることができる。
港湾整備事業	4,371,000	△ 2,195,000	2,176,000			
計	10,540,000	△ 2,177,000	8,363,000			

平成15年度名古屋港管理組合基金特別会計補正予算

平成15年度名古屋港管理組合基金特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ151,064千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ662,564千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 水族館振興基金収入		千円 371,140	千円 75,230	千円 446,370
	2 寄 附 金	10	5,240	5,250
	3 繰 入 金	10	69,990	70,000
2 海事文化振興基金収入		70,130	44,000	114,130
	2 寄 附 金	10	4,020	4,030
	3 繰 入 金	10	29,990	30,000
	4 繰 越 金	10	9,990	10,000
3 緑化振興基金収入		70,230	31,834	102,064
	2 寄 附 金	10	31,834	31,844
歳 入 合 計		511,500	151,064	662,564

歳 出		補正前の額	補正額	計
款	項			
1	水族館振興基金	371,140 ^{千円}	75,230 ^{千円}	446,370 ^{千円}
	1 積立金	640	75,230	75,870
2	海事文化振興基金	70,130	44,000	114,130
	1 積立金	130	44,000	44,130
3	緑化振興基金	70,230	31,834	102,064
	1 積立金	230	31,834	32,064
歳出合計		511,500	151,064	662,564

平成15年度名古屋港管理組合理立事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成15年度名古屋港管理組合理立事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)

第2条 平成15年度名古屋港管理組合理立事業会計予算第4条に定めた資本的支出の予定額を、次のとおり補正し、かつこの書の「2,395,000千円」を「2,195,000千円」に改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 資本的支出	3,998,000千円	△ 200,000千円	3,798,000千円
第6項 他会計貸付金	1,700,000千円	△ 200,000千円	1,500,000千円

(△印は、減額を示す。)

名古屋港管理組合告示第58号

次の港湾施設を設置し、平成15年10月29日から使用を開始した。

平成15年11月14日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

施設の種類 ひき船

名称	定係場	船質	総トン数	機関	馬力	推進機
しなの丸	稲永ふ頭 及 び 金城ふ頭基地	鋼	154.00 ^{トン}	ディーゼル式 発動機 2基	1,765 ^{キロワット}	Z型プロペラ2基

名古屋港管理組合告示第59号

次の港湾施設は、平成15年11月1日から次のとおり変更した。

平成15年11月14日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

施設の種類 荷さばき地

変更前

区画を定めた荷さばき地

名称 (括弧内は、その略称)	等級	位置	面積	区画
金城ふ頭東部B荷さばき地 (金城東B)	1 ^級	53号岸壁隣接	13,637 ^{平方メートル}	図による

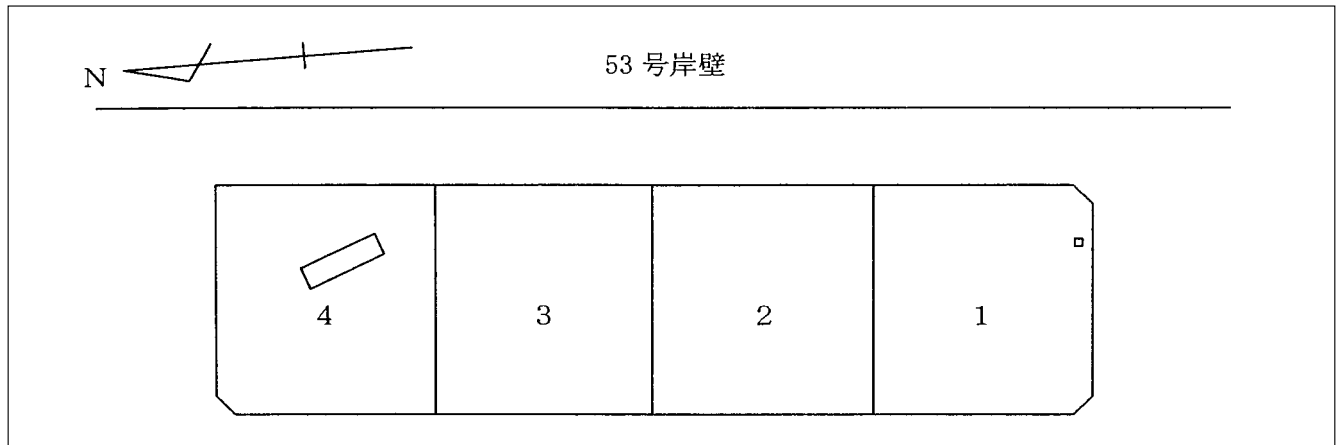
(図は省略)

変更後

区画を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	位 置	面 積	区 画
金城ふ頭東部B荷さばき地 (金城東B)	1 ^級	53号岸壁隣接	平方メートル 13,637	図による

図 (金城ふ頭東部B荷さばき地)



備考

- 1 数字は、区画の名称を示す。
- 2 区画の面積は、1は3,439平方メートル、2は3,473平方メートル、3は3,477平方メートル、4は3,248平方メートルである。

名古屋港管理組合告示第60号

次の港湾施設は、平成15年10月29日から廃止した。

平成15年11月14日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 神田 真秋

施設の種類 ひき船

名 称	定 係 場	船 質	総トン数	機 関	馬 力	推 進 機
きそ丸	稲永ふ頭 及 び 金城ふ頭基地	鋼	トン 179.66	ディーゼル式 発動機 2基	キロワット 1,103	ダックプロペラ2基

名古屋港管理組合告示第61号

名古屋港港湾料率表(平成15年度版)を作成したので、港湾法(昭和25年法律第218号)第12条第1項第13号の規定に基づき公表する。

なお、公表は、製本を名古屋港情報センターに備え置いて縦覧に供することにより行う。

平成15年11月14日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 神田 真秋

名古屋港管理組合告示第62号

次の名古屋港ポートビル施設は、平成15年11月1日から次のとおり変更した。

平成15年11月14日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

変更前

(1) 1日につき1回1台を利用単位とする駐車場

名 称 (略 称)	位 置	面 積
ガーデンふ頭駐車場 (ガーP)	名古屋市港区港町地内	22,663㎡
ガーデンふ頭東駐車場 (ガー東)	名古屋市港区港町地内	3,058㎡
ガーデンふ頭東2駐車場 (ガー東2)	名古屋市港区港町地内	3,715㎡
ガーデンふ頭東3駐車場 (ガー東3)	名古屋市港区港町地内	4,270㎡
ガーデンふ頭南駐車場 (ガー南)	名古屋市港区港町地内	2,943㎡
ガーデンふ頭西駐車場 (ガー西)	名古屋市港区西倉町地内	12,093㎡
港明臨時駐車場	名古屋市港区港明2丁目501番1号	29,700㎡

備考 ガーデンふ頭東駐車場及びガーデンふ頭東2駐車場については、(2)イの利用日指定の駐車場として供用する日以外の日に限り供用するものとする。

(2) 1月1台を利用単位とする駐車場 (普通自動車に限る。)

ア 全日使用の駐車場

名 称 (略 称)	駐車場の 種 類	位 置	有効収容台数		面 積
			屋内	屋外	
入船駐車場 (入船-P)	多階建 駐車場	名古屋市港区入船一丁目地内	195台	48台	7,861㎡
ガーデンふ頭 駐 車 場 (ガーP)	その他の 駐 車 場	名古屋市港区港町地内	12台		318㎡

変更後

(1) 1日につき1回1台を利用単位とする駐車場

名 称 (略 称)	位 置	面 積
ガーデンふ頭駐車場 (ガーP)	名古屋市港区港町地内	22,591㎡
ガーデンふ頭東駐車場 (ガー東)	名古屋市港区港町地内	3,058㎡
ガーデンふ頭東2駐車場 (ガー東2)	名古屋市港区港町地内	3,715㎡
ガーデンふ頭東3駐車場 (ガー東3)	名古屋市港区港町地内	4,270㎡
ガーデンふ頭南駐車場 (ガー南)	名古屋市港区港町地内	2,943㎡
ガーデンふ頭西駐車場 (ガー西)	名古屋市港区西倉町地内	12,093㎡
港明臨時駐車場	名古屋市港区港明2丁目501番1号	29,700㎡

備考 ガーデンふ頭東駐車場及びガーデンふ頭東2駐車場については、(2)イの利用日指定の駐車場として供用する日以外の日に限り供用するものとする。

(2) 1月1台を利用単位とする駐車場（普通自動車に限る。）

ア 全日使用の駐車場

名 称 (略 称)	駐車場の 種 類	位 置	有効収容台数		面 積
			屋内		
入船駐車場 (入船-P)	多階建 駐車場	名古屋市港区入船一丁目地内	屋内	195台	7,861㎡
			屋外	48台	
ガーデンふ頭 駐 車 場 (ガ-P)	その他の 駐 車 場	名古屋市港区港町地内	16台		390㎡

審 議 会 事 項

名古屋港審議会委員の委嘱を、下記の者は解かれた。

篠原俊彦 (9月30日)

名古屋港審議会委員に、下記の者が委嘱された。

福田義彦 (10月16日)

発行所 名古屋市港区入船一丁目8番21号

名古屋港管理組合